

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

糸島市長 殿

次のとおり申告および標識の返納をします。

申告の理由 廃車	種 別		標識返納の有無		有 ・ 無
	原動機付自転車	小型特殊自動車	標識 番号	前原市 二丈町 志摩町 糸島市	
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他	廃車年月日	令和 年 月 日	

納 税 義 務 者	所 有 者	住所 または 所在地			主たる定置場	1. 左記所有者の住所または所在地と同じ				
		(フリガナ) 氏名 または 名称				車 名	型式および年式	原動機の型式番号		
		生年月日	大・昭・平	年	月	日	電話番号	車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 kW
使 用 者		住所 または 所在地			標 識 返 納 が な い 場 合	1. 標識をなくした理由		盗難・紛失・破損・廃棄・その他		
		(フリガナ) 氏名 または 名称				2. 標識をなくした日時				
		生年月日	大・昭・平	年		月	日	電話番号	3. 標識をなくした場所	
									届出年月日	令和 年 月 日
届 出 者 (窓 口 に こ ら れ た 人)		住所 または 所在地			4. 盗難の場合		被害年月日	年 月 日		
		(フリガナ) 氏名 または 名称					届出警察署	警察署	交番・派出所	
		電話番号								

標識(ナンバープレート)についてのご注意とお願い

1. 標識(ナンバープレート)は糸島市があなたにお貸しするものです。廃車時には必ず返却してください。
2. 標識(ナンバープレート)を破損または遺棄した場合には、弁償金200円を負担していただきます(糸島市税条例第91条第8項)。
3. 軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されます。よって、4月1日以降に廃車手続きを行った場合でも納税義務者の変更はありません。
4. 軽自動車税には月割納付制度がありませんので、4月1日現在の所有者に1年度分の軽自動車税が課されます。

受付	
交付	